

奈良県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
めぐみ薬局	香芝市上中八四一―六	平成二十六年三月十五日
なかえ耳鼻咽喉科	大和高田市大字吉井三五〇―一	平成二十六年四月三十日
おおつかクリニク	生駒市西松ヶ丘一―四三 ナビ ール三和ビル二階	平成二十六年四月十七日